

交通安全かわら版

～ 飲酒運転による交通事故防止～

令和 7 年 1 2 月
茨城県警察本部交通総務課
No. 4 3

飲 酒 運 転 根 絶 !

飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です

酒酔い運転

5年以下の拘禁刑又は
100万円以下の罰金

免許取消し

35点 欠格期間 3 年

酒気帯び運転

3年以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金

＜呼気中アルコール濃度＞

0.25mg/ℓ以上

免許取消し

25点 欠格期間 2 年

0.15mg/ℓ以上

免許停止

13点 停止期間90日

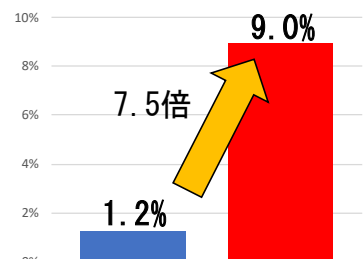
※ 欠格・停止期間については、前歴及びその他の累積点数がない場合

● 車両等を提供した者、酒類を提供した者、同乗した者も罰則の対象

飲酒運転は**死亡事故**となる割合が
飲酒なしと比べて7.5倍高い



※茨城県で原付以上の車両運転者が第1当事者となった人身事故
(平成 27 年～令和 6 年の 10 年間: 76, 193 件)



	飲酒なし	飲酒あり
人身事故件数	75, 177	1, 016
うち死亡事故	938	91
死亡事故率	1. 2%	9. 0%

飲酒運転をしないために

○飲食店等の自宅以外で飲酒する際は
事前に帰宅の手段を確保しましょう



○アルコールチェッカーを活用し、**二日酔いによる飲酒運転を防止**しましょう

